

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**平成 28 年4月6日答申分**

## **○答申の概要**

**(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件**

**厚生年金保険関係 1件**

**(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件**

**国 民 年 金 関 係 1件**

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1500348号  
厚生局事案番号：関東信越（千葉）（厚）第1600001号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万円に訂正が必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和42年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：平成15年12月25日

私は、A社に正社員として勤務し、平成15年12月25日に賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたが、請求期間に係る賞与の記録が無い。調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の給与振込口座の平成15年12月25日のA社からの入金額に係るB銀行C支店からの回答票、同社の事業主の回答及び同僚が保管する賞与支給明細書から、請求者は平成15年12月25日に同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、平成15年12月25日に係る標準賞与額については、上記の銀行からの回答及び同僚が保管する賞与支給明細書から、17万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料につき納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないところから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第1500391号  
厚生局事案番号：関東信越（千葉）（国）第1600001号

## 第1 結論

昭和48年\*月から昭和50年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和28年生

住 所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和48年\*月から昭和50年9月まで

私の母は、昭和50年9月頃に、私と私の兄の国民年金の加入手続を行い、私の20歳からの国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、請求期間の保険料納付記録が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間後の国民年金の被保険者期間に国民年金保険料を全て納付している上、昭和63年4月以降の保険料を長期間にわたり前納していることから、納付意識の高さがうかがえる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和50年9月13日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された2万件の記号番号の一つであることが確認でき、その前後の任意加入者の資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、昭和52年4月頃に行われたものと推認できる。また、請求者の兄の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和53年9月9日に社会保険事務所からA市に払い出された記号番号の一つであることが確認でき、その前後の任意加入者の資格取得日から、請求者の兄の国民年金の加入手続は、昭和55年12月頃に行われたものと推認できる。これらのことから、請求者の母が昭和50年9月頃に請求者及びその兄の国民年金の加入手続を行ったとする請求者の陳述内容と符合しない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたものと推認される昭和52年4月頃を基準にすると、請求期間の過半は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、第2回特例納付（実施期間：昭和49年1月から昭和50年12月まで）の実施期間外であることから、特例納付を利用して請求期間の保険料を納付することもできない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者の保険

料を納付していたとする請求者の母は既に亡くなっているため、請求期間の保険料の納付状況は不明である。

加えて、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、請求期間の国民年金保険料を納付する前提となる上記記号番号と別の記号番号が、請求者に対して払い出された形跡は見当たらない。

また、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。